

用語解説(50音順)

用 語	説 明
ケースワーク	<p>社会生活上の諸問題に直面して困難な状況に陥っている人に対して、その困難な状況から自立できるように個別に援助していく過程のこと。</p>
高齢者虐待	<p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)第2条第4項に定める家庭における養護者等による身体的虐待、養護を著しく怠ること、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待のこと。</p>
シェルター	<p>配偶者からの暴力から逃れてくる女性や子どもたちのための緊急避難場所として一時的に提供される施設。</p>
児童相談機関	<p>児童相談所(県中央・南部・西部児童相談所)、県東部保健福祉局、西部・南部総合県民局、市町村児童福祉担当課、市町村保健センター等を併せて指し、18才未満の児童を対象として、児童の福祉・保健に関する相談に応じることができる機関のこと。</p>
スーパーバイズ	<p>高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うこと。</p>
ステップハウス	<p>シェルターでの一時保護の後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間的な施設。</p>
地域包括支援センター	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)の平成17年の改正に基づき創設される、地域の高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関。</p>
DV(ドメスティック・バイオレンス)	<p>高齢者虐待の通報・届出の受理、相談・指導・助言、事実の確認のための措置等を、市町村からの委託により行うことができる。</p> <p>一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」のこと。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)では、被害者と加害者の関係が配偶者(事実婚、元配偶者も含む)に限定 被害者の性別は問わない、ものを対象にしている。</p>
デートDV 二次的被害	<p>結婚・同居していない若年層の恋人間におけるDVのことをいう。</p> <p>DVの被害者に対して不適切な対応をすることにより、被害者に更なる被害をもたらすこと。</p>
配偶者	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)第1条第3項に定める「配偶者」をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの(いわゆる「事実婚」)を含む。</p>
配偶者からの暴力	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)第1条第1項に定めるものをいい、平成16年の改正により、元配偶者(「事実婚」を含む。)からの暴力も婚姻中の暴力と一体的なものと判断される限り、「配偶者からの暴力」に含めることとされた。</p>